

## 指定統計調査の新規指定時の統計審議会答申について

## 諮問第 221 号の答申（平成元年 2 月 10 日）（抜粋）

「平成元年に実施されるサービス業統計調査（仮称）及び事業所名簿整備事業の計画について」

## 5 本調査結果の取扱いについて

本調査については、仮称ではあるがその名称を「サービス業統計調査」として実施し、その結果に基づいて作成した統計について統計法第 2 条の規定に基づく総務庁長官の指定を受けたいとしている。サービス業の大部分を網羅した統計調査としては初めてのものであり、直接的には当審議会答申「統計行政の中・長期構想について」に基づいて実施され、これまで統計体系の上で欠落していた分野を補うものであることから、その結果について統計法第 2 条の規定に基づく総務庁長官の指定を行うに相当するものと認められる。

## 諮問第 234 号の答申（平成 4 年 2 月 14 日）（抜粋）

「平成 4 年に実施される企業活動基本調査（仮称）及び商業実態基本調査の計画について」

## 2 企業活動基本調査（仮称）の位置付け

企業活動基本調査（仮称）により作成される統計は、我が国企業の事業活動の多様化等の状況を明らかにする重要なものであり、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条の規定に基づく指定統計として、総務庁長官の指定を行うに相当するものと認められる。よって、本調査については、指定統計調査として実施することが適当であると認められる。

## 諮問第 253 号の答申（平成 10 年 3 月 27 日）（抜粋）

平成 10 年に実施される土地基本調査及び法人建物調査（仮称）の計画について

## 2 指定統計としての指定

今回の法人調査の結果は、世帯に係る土地基本統計と併せ、我が国における民有地の所有及び利用の状況を総合的に明らかにするものとなる。さらに、土地の有効利用の観点から、同調査に附帯して実施される法人建物調査の結果と併せ、土地・建物資産に関する統計の整備を図るものとなる。

このように、法人調査は、土地政策の推進に必要な基礎資料の提供という結果利用上の重要性に加え、我が国における法人に係る土地の所有及び利用の構造を把握する唯一の調査として、統計体系上も重要な位置を占めるものと認められる。このことから、法人調査により作成される統計については、高い真実性を確保するとともに、適切な公表を図っていくことが強く求められる。